

主 題	墜落・転落災害防止に係る緊急要請（建設業）
-----	-----------------------

要 請 日	平成30年10月11日
-------	-------------

概 要

長崎労働基準監督署（署長 楠本明彦）の管内では、平成30年の9月に建設業において、墜落・転落による死亡災害や骨折等の重篤な労働災害が立て続けに発生しており、その発生状況を確認すると、いずれも手すり等の設置や安全帯の未使用といった墜落防止対策が講じられていない状況で発生していることから、建設工事現場での墜落・転落災害を防止するために、建設業労働災害防止協会長崎県支部長崎分会（分会長 中村知也）及び長崎県建設産業労働組合中央総支部・浦上総支部（執行委員長 船津栄市）に対して以下の事項について傘下事業場への周知・指導を要請しました。

- （1）各現場の安全管理状況を把握し、経営トップによる職場巡視等を実施すること。
- （2）墜落防止設備の総点検を実施し、高さ2メートル以上の箇所での作業では、足場等を設置すること。
- （3）開口部及び作業床の端には、手すり等を設けること。また、手すり等を設けることが困難な場合は、親綱を張るなどの方法により、安全帯を取り付けるための設備を設け、安全帯を使用させること。
- （4）はしごを使用して昇降する場合は、はしごの上端または下端をしっかりと固定し、物を持って昇降しないこと。
- （5）高さ5メートル以上の足場の組立、解体作業では、足場の組立て等作業主任者を選任し、同作業主任者に安全帯等の使用状況を監視させること。
- （6）高所作業に従事する労働者に対し、安全帯の使用、適正な作業方法等に関する安全教育を実施すること。

※要請文は、別紙のとおり。



写真右：

建設業労働災害防止協会
長崎県支部長崎分会 分会長

写真左：

長崎労働基準監督署 署長



写真左：

長崎県建設産業労働組合
執行委員長

写真右：

長崎労働基準監督署 署長

平成 30 年 9 月に建設業で発生した墜落・転落による労働災害発生状況

番号	業種	被災者	発生状況
1	建築工事	男 70歳代	被災者は、木造家屋解体工事現場の2階床部から1階に停めていたトラックの荷台に解体した木材を投げ入れていたところ、木材に付いていた釘が作業服に引っ掛かりバランスを崩して2.6メートル下のトラックの荷台に墜落し死亡した。
2	建築工事	男 60歳代	被災者は、事務所2階の雨戸枠を設置する作業を足場上で行っていたところ、高さ1.6メートルの作業床から地面に墜落し鎖骨を骨折した。(休業見込2週間)
3	建築工事	男 40歳代	被災者は、工場屋根の補修作業をスレート屋根の上で行っていたところ、スレート屋根を踏み抜いて高さ約8メートルの位置から工場床面に墜落し死亡した。

※その他の災害統計については別紙のとおり。

長崎基署発1011第 1号
平成30年10月11日

建設業労働災害防止協会長崎県支部長崎分会
分会長 中村 知也 殿

長崎労働基準監督署長



墜落・転落災害防止にかかる緊急の取組について（要請）

日頃から労働基準行政及び当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当署では、今年度から「第13次労働災害防止5カ年計画」を策定し、労働安全関係法令及び各種ガイドライン・指針等の遵守徹底を図り、労働災害の減少に努めているところですが、8月末現在、当署管内の休業4日以上死傷災害は363件で、前年同時期に比べ29件増加しています。そのうち、建設業の労働災害は48件で、前年同期比8件・20%の大幅増加となっています。また、建設業における死亡災害は既に2件（うち墜落・転落1件）発生していましたが、9月に入り墜落・転落による死亡等重篤な災害が更に2件立て続けに発生し、極めて憂慮すべき状況にあります。

これら、墜落・転落による死亡・重大災害においては、基本的な墜落防止措置を講じていないケースがほとんどであり、事業者・労働者双方の安全に対する安易な認識、余裕のない工期設定、作業者の加齢化等の要因がうかがわれるところです。

つきましては、墜落・転落災害防止のため、貴職から会員及び関係事業場に対し、下記の事項について周知いただくとともに、注意喚起を行っていただきますよう、お願い致します。

記

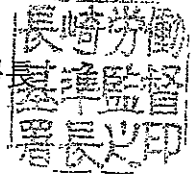
- 1 各現場の安全管理状況を把握し、経営トップによる職場巡視等を実施して下さい。
- 2 墜落防止設備の総点検を実施し、高さ2メートル以上の箇所作業では、足場等を設置して下さい。
- 3 開口部及び作業床の端には、手すり等を設けて下さい。また、手すり等を設けることが困難な場合は、親綱を張るなどの方法により、安全带を取り付けるための設備を設け、安全带を使用させて下さい。
- 4 はしごを使用して、昇降する場合は、はしごの上端または、下端をしっかりと固定し、物を持って昇降しないようにして下さい。

- 5 高さ5メートル以上の足場の組立、解体作業では、足場の組立て等作業主任者を選任し、同作業主任者に安全帯等の使用状況の監視をさせて下さい。
- 6 高所作業に従事する労働者に対し、安全帯の使用、適正な作業方法等に関する安全教育を実施して下さい。
- 7 高所作業におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置を実施して下さい。

長崎基署発1011第 2号
平成30年10月11日

長崎県建設産業労働組合
執行委員長 船津 栄市 殿
(中央総支部、浦上総支部)

長崎労働基準監督署



墜落・転落災害防止にかかる緊急の取組について (要請)

日頃から労働基準行政及び当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当署では、今年度から「第13次労働災害防止5カ年計画」を策定し、労働安全関係法令及び各種ガイドライン・指針等の遵守徹底を図り、労働災害の減少に努めているところですが、8月末現在、当署管内の休業4日以上死傷災害は363件で、前年同時期に比べ29件増加しています。そのうち、建設業の労働災害は48件で、前年同期比8件・20%の大幅増加となっています。また、建設業における死亡災害は既に2件(うち墜落・転落1件)発生していましたが、9月に入り墜落・転落による死亡等重篤な災害が更に2件立て続けに発生し、極めて憂慮すべき状況にあります。

これら、墜落・転落による死亡・重大災害においては、基本的な墜落防止措置を講じていないケースがほとんどであり、事業者・労働者双方の安全に対する安易な認識、余裕のない工期設定、作業者の加齢化等の要因がうかがわれるところです。

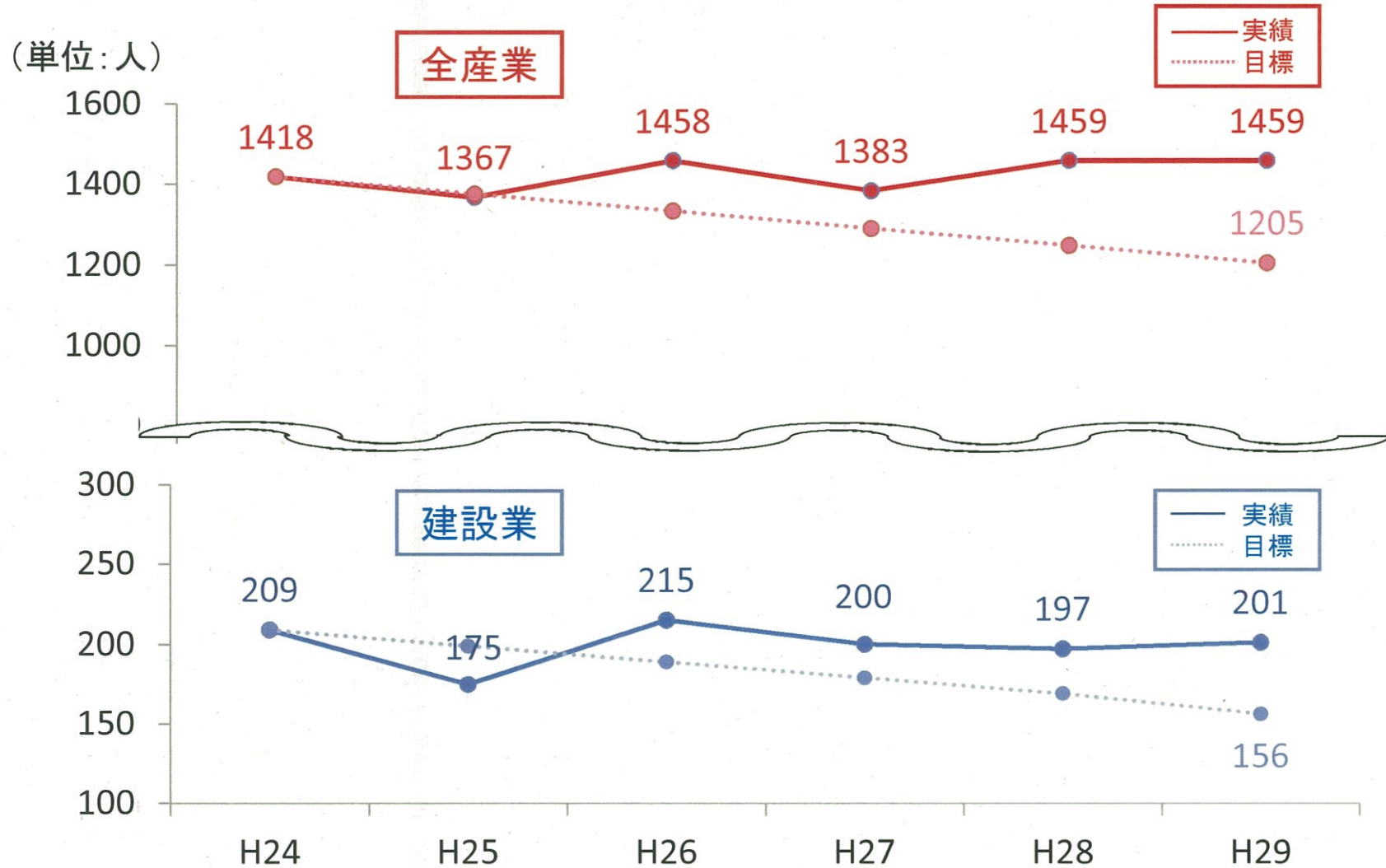
つきましては、墜落・転落災害防止のため、貴職から会員及び関係事業場に対し、下記の事項について周知いただくとともに、注意喚起を行っていただきますよう、お願い致します。

記

- 1 各現場の安全管理状況を把握し、経営トップによる職場巡視等を実施して下さい。
- 2 墜落防止設備の総点検を実施し、高さ2メートル以上の箇所作業では、足場等を設置して下さい。
- 3 開口部及び作業床の端には、手すり等を設けて下さい。また、手すり等を設けることが困難な場合は、親綱を張るなどの方法により、安全帯を取り付けるための設備を設け、安全帯を使用させて下さい。
- 4 はしごを使用して、昇降する場合は、はしごの上端または、下端をしっかりと固定し、物を持って昇降しないようにして下さい。

- 5 高さ5メートル以上の足場の組立、解体作業では、足場の組立て等作業主任者を選任し、同作業主任者に安全帯等の使用状況の監視をさせて下さい。
- 6 高所作業に従事する労働者に対し、安全帯の使用、適正な作業方法等に関する安全教育を実施して下さい。
- 7 高所作業におけるリスクアセスメント及びその結果に基づきリスク低減措置を実施して下さい。

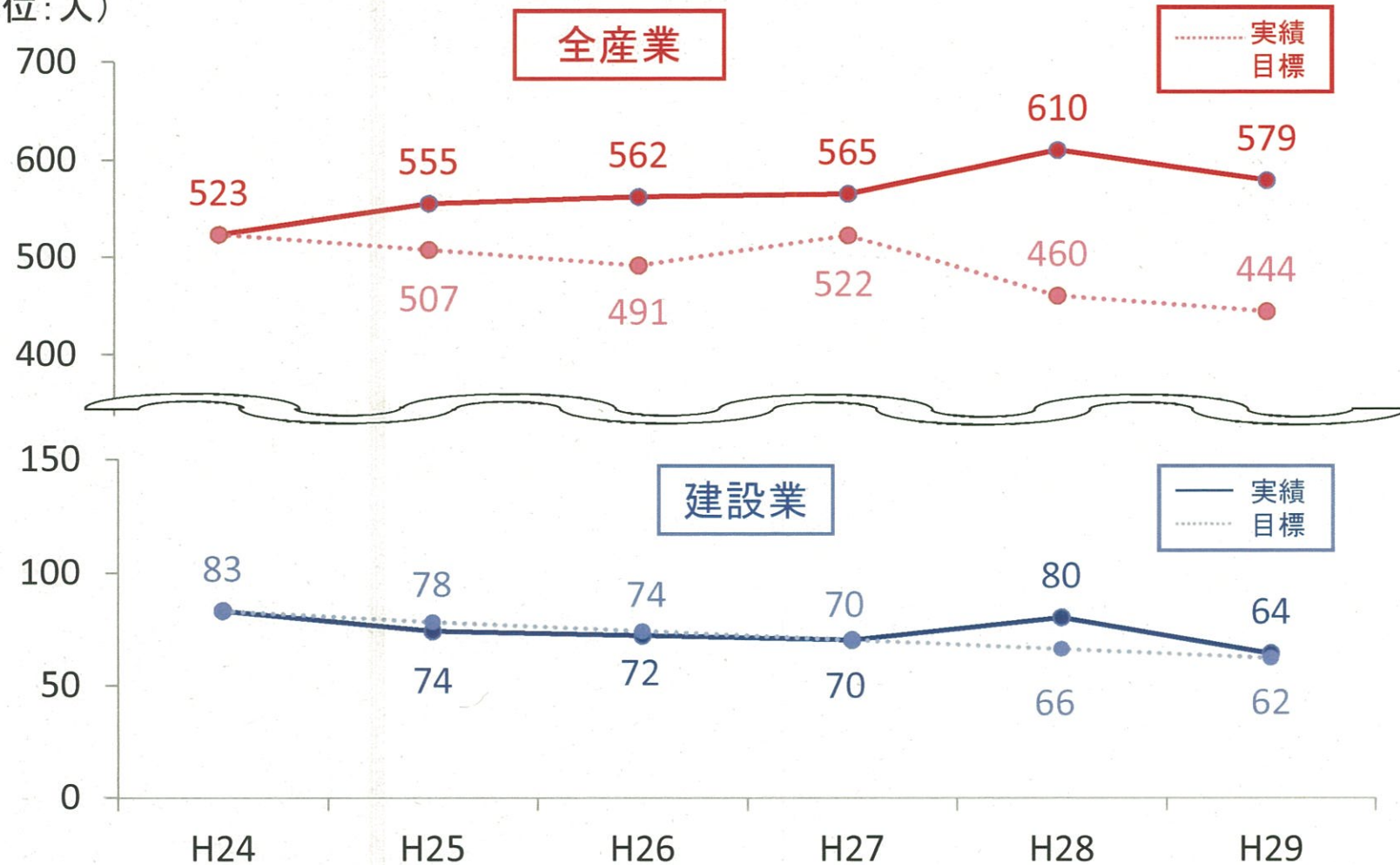
長崎県の労働災害の推移



※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成

長崎監督署での労働災害の推移

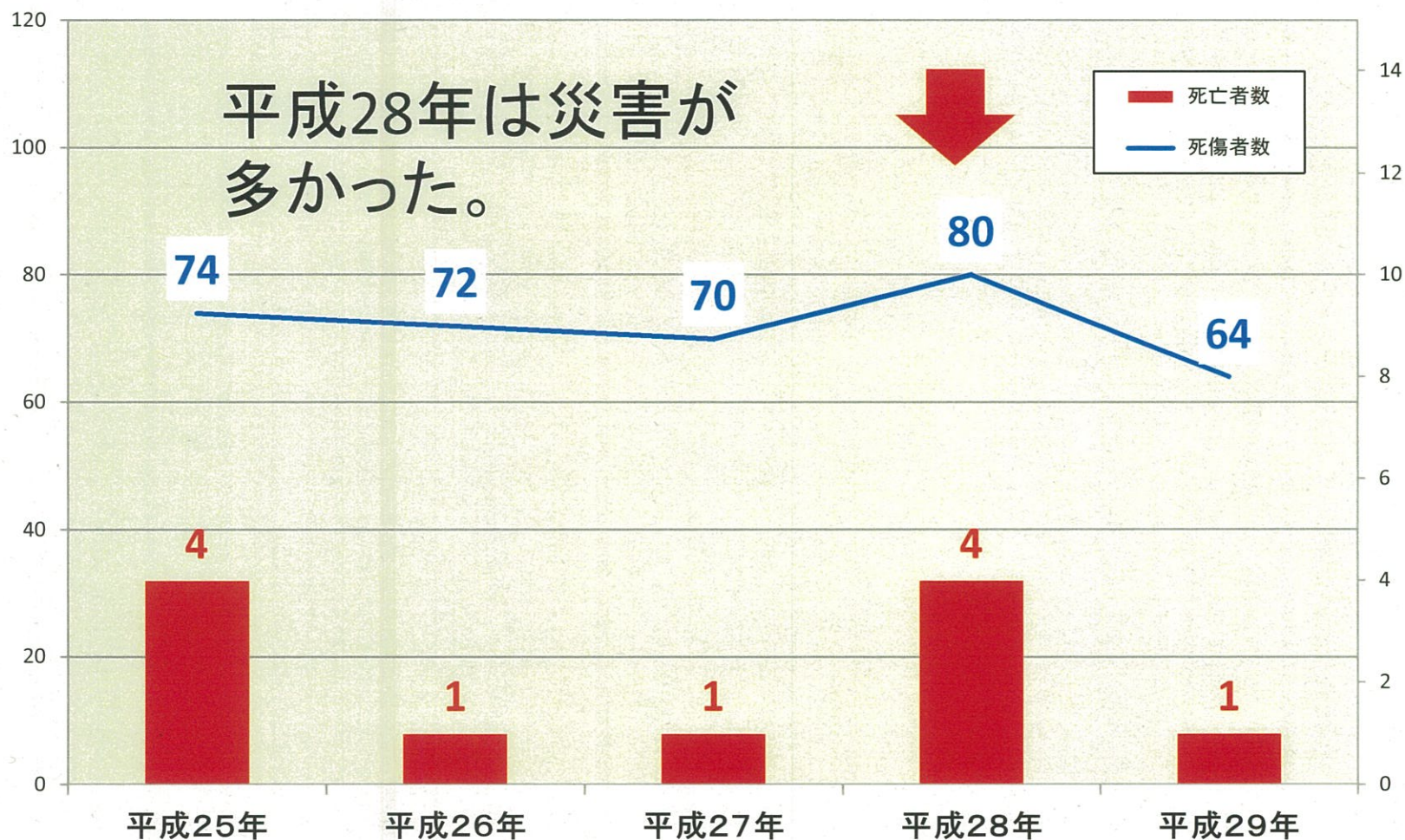
(単位:人)



※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成

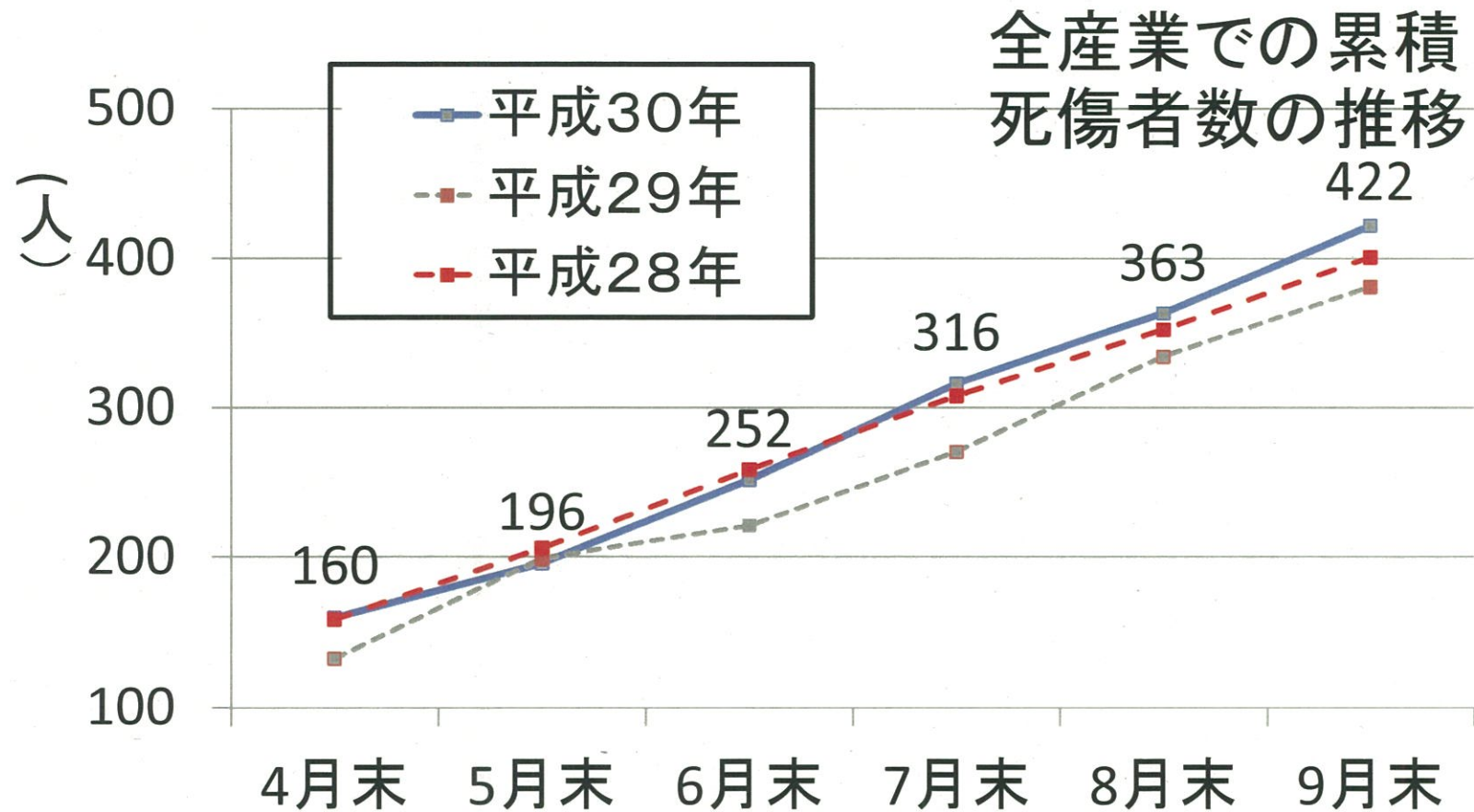
建設業の労働災害の推移(長崎署管内)

(単位:人)

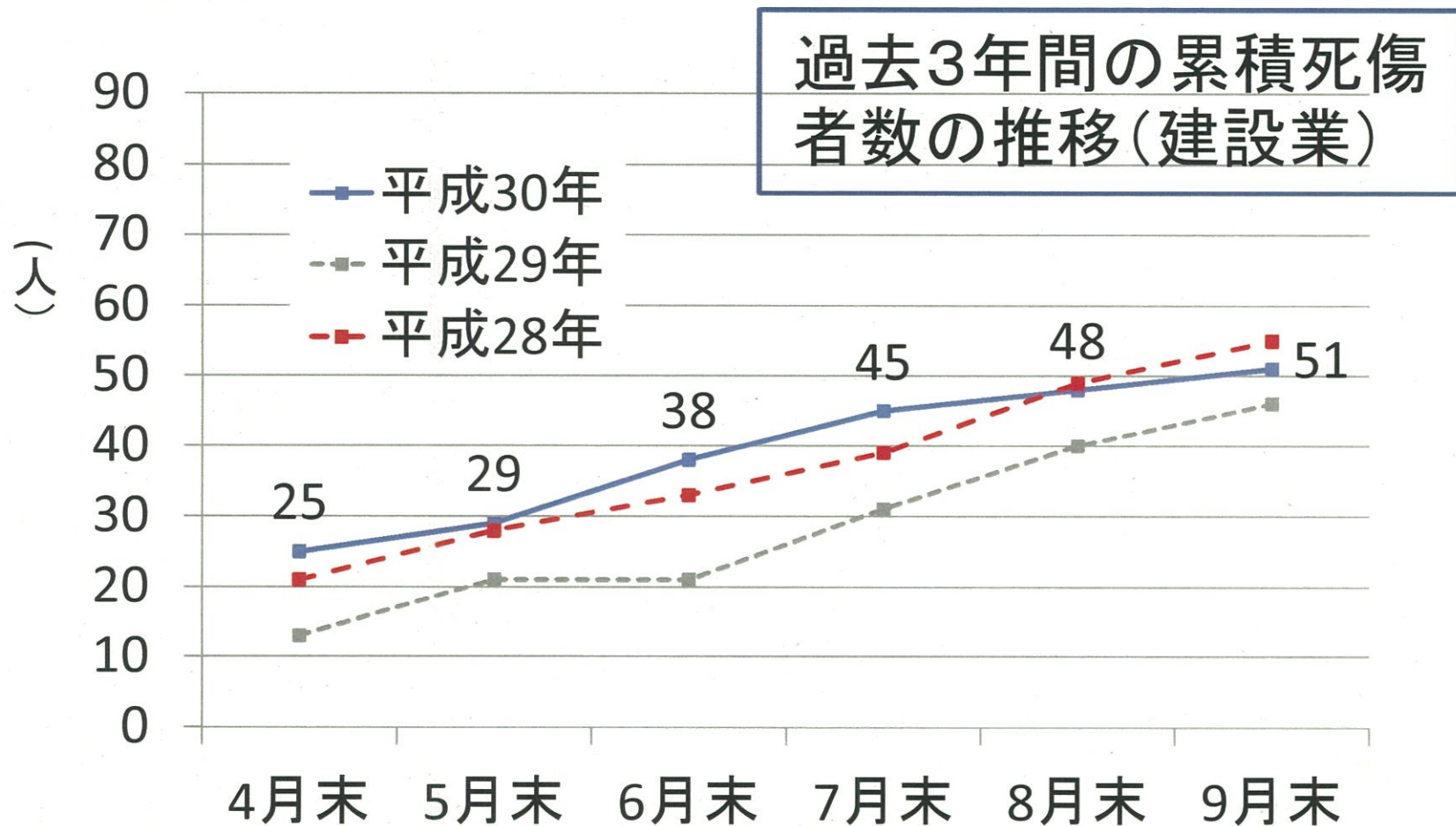


※ 本統計は休業4日以上の労働者死傷病報告により作成。

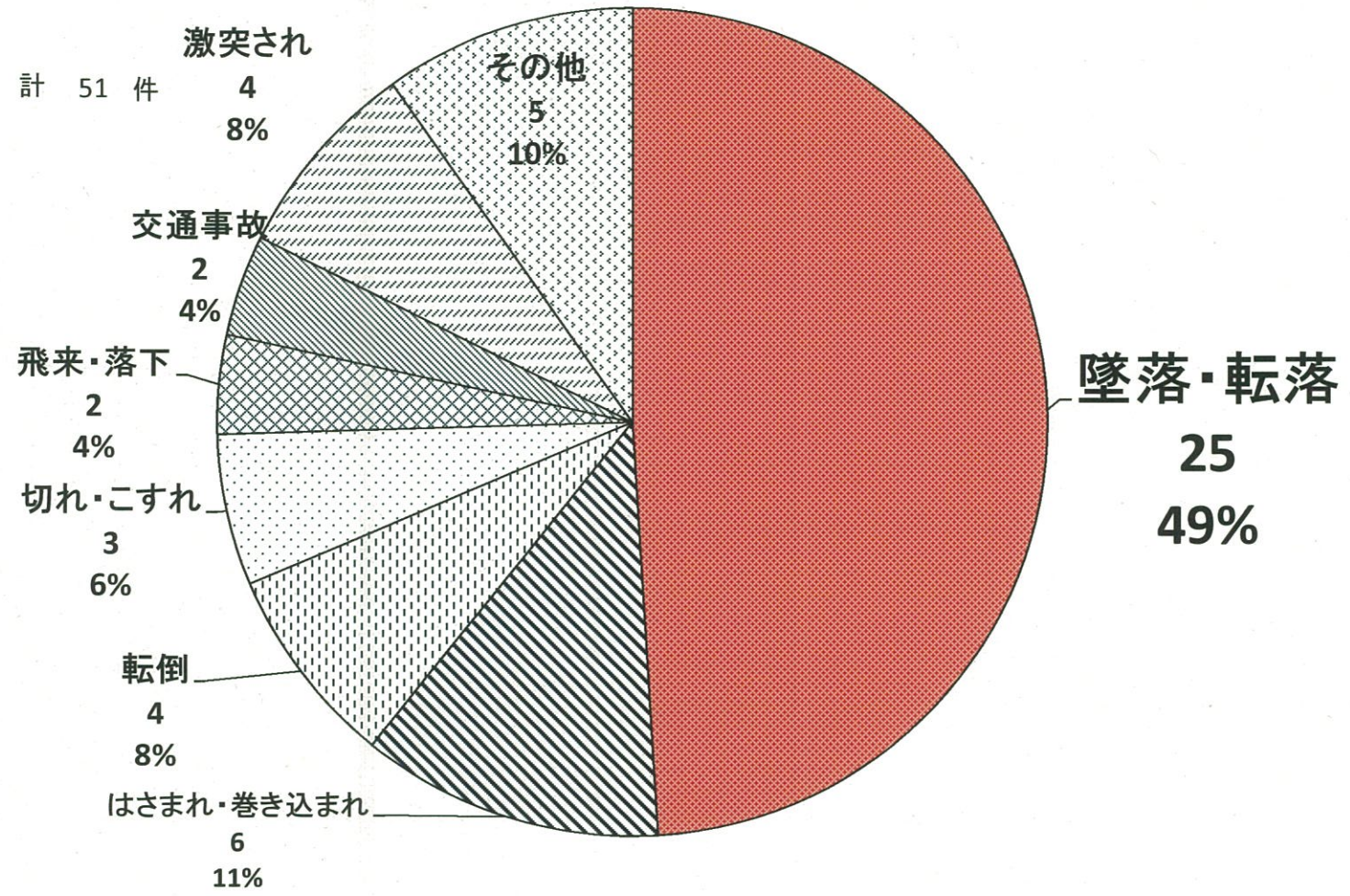
今年、長崎署管内では平成28年(610人)以上の勢いで災害が発生している。



今年の建設業の災害は平成29年より増加しており、死亡災害が多発。

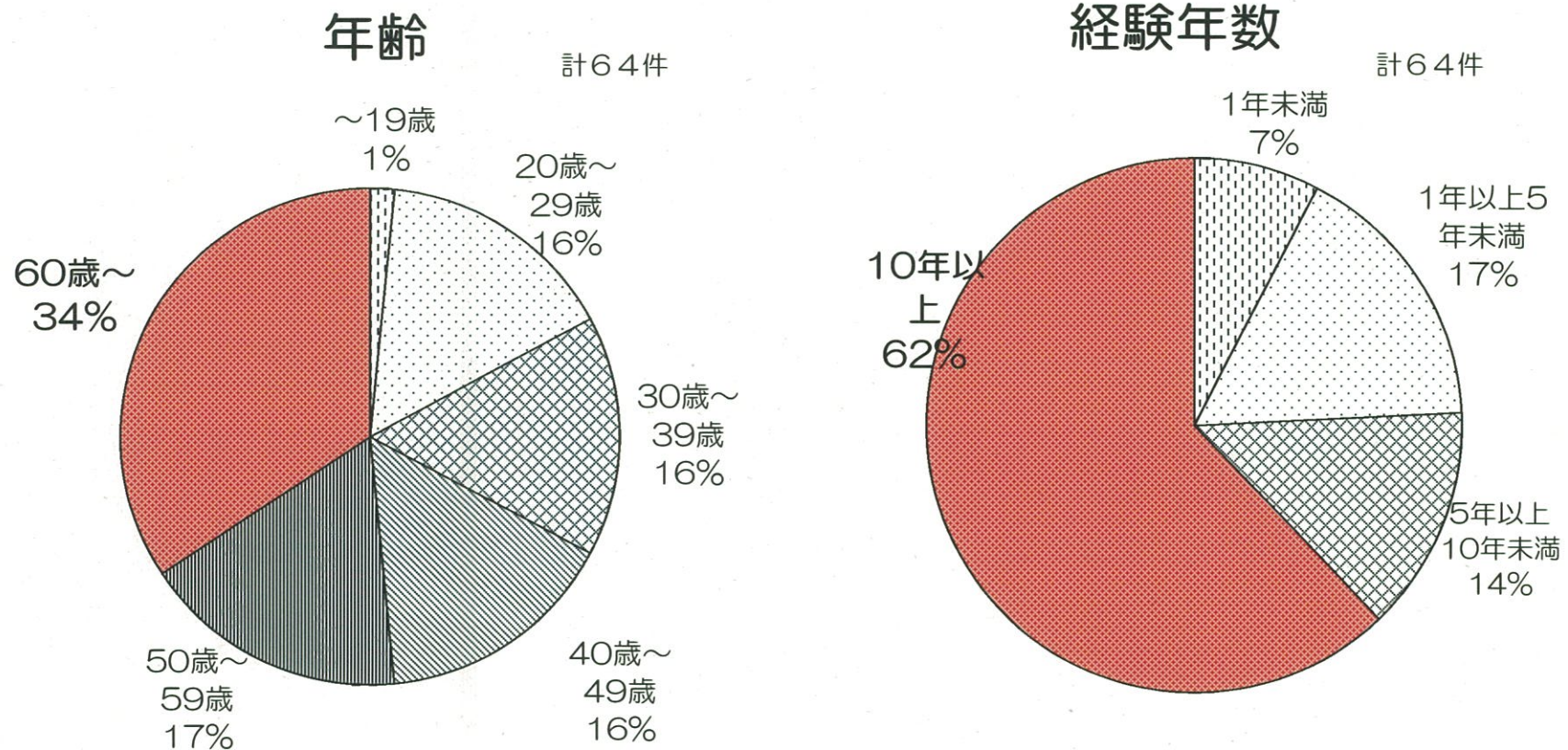


建設業では墜落・転落が多い



平成30年9月末 長崎署管内の建設業の事故の型別

経験10年以上、60歳以上の労働者が負傷



平成29年長崎署管内の建設業の年齢別・経験年数別の死傷者数の割合

熱中症は昨年の2倍以上発生

熱中症により労災保険に治療費の請求を行った人数を前年度と比較すると、全産業で1.7倍、建設業で2.2倍となっている。

年	6月	7月	8月	9月	合計	9月時点での 診療費請求 件数	
平成29年	0	17	21	4	42	33	約1.7倍
うち建設業	0	7	6	0	13	12	
平成30年	4	29	18		33	56	約2.2倍
うち建設業	2	12	6		14	26	

平成30年10月15日現在